

75歳以上の人

一定の障がいがある人は65歳以上

65歳以上の 退職被保険者

退職扶養者

平成20年4月から

国民健康保険被保険者証
(保険証)の有効期限が
世帯ごとで変わります!!

特定健診とは?

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)などの、生活習慣病予防が必要な方を特定する健診です。

特定保健指導とは?

健診の結果、メタボリックシンドロームまたは予備群と判定された方は放っておくと、動脈硬化を促進させ心筋梗塞や脳梗塞などの病気になることもあります。

そこで、医師、保健師、管理栄養士等が本人自らで生活改善できるよう支援するのが、特定保健指導です。

・国民健康保険法等の一部改正により、保険証の有効期限が世帯ごとで変わります。
毎年3月に保険証の更新があります
が、新しい保険証を受け取ったときは保険証の有効期限の確認をお忘れなく。
保険証の切替が済んでも、新しい保険証は、20年4月1日以降からしか使用できませんので、3月末日までは、今お持ちの保険証を使用してください。
保険証の有効期限が変わる世帯。
・平成20年4月2日～21年3月31日までに75歳(一定の障がいがある人は65歳以上)になる方がいる世帯。
・平成20年4月2日～21年3月31日までに65歳以上になる退職被保険者等がいる世帯。
・保険税に未納がある世帯。

お問い合わせ
うるま市役所国民健康保険課
TEL 973-3202

★お知らせ★
平成20年4月から40歳～74歳の人の
特定健診・保健指導が医療保険者(国保・社保等)に義務づけられます。
(詳細はうるま市広報12月号に掲載)

★ちなみに★
・平成20年4月1日までにすでに75歳(一定の障がいがある人は65歳以上)になられている方は、国民健康保険から後期高齢者医療へ変更になりますので、国民健康保険被保険者証(保険証)の更新手続きはありません。
※世帯に74歳以下の方がいれば保険証の更新は必要です。
※保険証の有効期限に伴う更新手続きにつきましては、改めてお知らせします。

沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会

委員長 知念正雄

「はしか予防接種勧奨」緊急アピール
沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会は、ここに「はしか予防接種勧奨」緊急アピールを宣言し、県民一体となつてはしかの流行阻止に取り組んでくださるようお願い致します。

お問い合わせ 市民健康課
TEL.973-3209

◆◆◆緊急アピールの骨子◆◆◆

1. 市町村における定期接種の対象者(1歳児、5～7歳で小学校入学前1年間の児)は、早めにMRワクチン接種を受けてください。
2. 小・中・高校・大学等の各学校においては、児童・生徒・学生の予防接種歴を早急に確認し、未接種者に対してはワクチン接種を勧奨してください。
3. 40歳未満の成人の方であっても、これまではしかにかかったことがなく、予防接種したことがない方については、ワクチン接種をお勧めします。
4. はしかの流行を阻止するためには、沖縄県だけではなく、国全体の取り組み強化が必要です。